

「ふるさと納税」の意義 ―地方からの税制改正―

福井県知事 西川 一 誠

はじめに

地方税法改正法案は、ねじれ国会の影響で成立が遅れていたが、さる4月30日衆議院の再可決で成立した。これにより個人住民税において、わが国の税制として全く新しい考え方の税制である「ふるさと納税」がスタートした。

制度の導入からまだ3か月であるが、自治体の特色ある取組みが紹介され、また自治体

間の誘致合戦なども報道されており、いよいよ制度が始まったという感じがする。

「ふるさと納税」は、地方で構想された仕組みが国に取り入れられた地方発の税制改革である。

そしてこれからの実践を支えていくのは全国の自治体であり、また、納税者の寄付という日々の行動が基になる新しい税制である。

制度の提案者として、また国の「ふるさと納税研究会」(以下「研究会」という。)の委員として具体的な制度づくりに関わってきた者として、本稿では「ふるさと納税」の意義についてまとめてみたい。

「ふるさと納税」には、大きく次の四つの意義や目的がある。

第一に、「ふるさと納税」は、故郷を応援したいという人々の気持ちに形を与える仕組みであり、同時にそれは、人々の間に広がる「つながり」を求める気持ちにも応える役割を持つ。

第二に、「ふるさと納税」は、人々のライフサイクルに着目した新たな税制である。この点で、社会経済の変化に適した新しい税の考え方を提示するものである。

第三に、「ふるさと納税」は、税に対する意識づけを促進し、わが国の民主主義に活力を与える。

第四に、「ふるさと納税」は、自治体間に政策本位の競争を導入し、今後の地方政治をより住民本位なものに進化させる。

以下、この項目の順に従って説明したいと思う。

I ●ふるさとへの応援を形に

① さまざまな故郷

都会に暮らすサラリーマンが、都市生活の慌しさの中、ふと故郷の人たちを思い出し、友人のことや田舎の家族が気になる。また帰省した折には故郷の病院の医師不足や自治体のまちづくりの様子などを聞き、自分が生まれ育った故郷によくなくなって欲しい、何か応援したいと考える。

こうした故郷を思う人々の気持ちに答えるのが「ふるさと納税」である。それは税制における寄付を一つの手段として、故郷の自治体に住民税の一部（上限は1割）を移転する仕組みであり、納税者（寄付者）と故郷をつなぐ「故郷応援税制」なのである。

研究会では、「ふるさと納税」の対象となる故郷（ふるさと）はどこにすべきかという議論があった。生まれ故郷に限定すべきという考えもあり、私自身もそのように考えていた。故郷への恩返しや貢献したいという気持ちに答えることが「ふるさと納税」の目的であり、「ふるさと」の基本は生まれ故郷であることにはだれも異論がないだろう。

しかし、近年は二つ以上の都道府県に住んだことのある人が半数を超えている。また週末の二地域居住地など、納税者の「ふるさと」に対するイメージは多様になっている。さらにこの制度が幅広い支持の下に円滑に導入されることも重要であった。そこで研究会の議論では、納税者の多様な気持ちも大事にすべきという考え方を示すことになり、「ふるさと」の範囲は基本的には、納税者の意思に広く委ねることになった。納税先についても都道府県でも市町村でもどちらでもよいこととなった。

② 人と人とのつながりが形に

先般の岩手・宮城内陸地震の被災地のある市には、6月14日の被災から7月8日までに、61件、350万円の「ふるさと納税」が寄せられたことが報道された。納税者は直接はゆかりのない方である。また、宮城県にも「ふるさと納税」を活用した寄付があるという。「ふるさと」の定義が広がったことにより、「ふるさと納税」は困った人の力になり

たい、社会に貢献したいという人々の気持ちにも応えるものになった。

内閣府の「社会意識に関する調査」によれば、「何か社会のために役立ちたい」と考える人は長期的に増える傾向にある。

1995年の阪神淡路大震災では、3か月間に全国から100万人を超えるボランティアが支援に加わり、多額の義捐金が寄せられた。震災があった1995年から10年間で、ボランティア団体数は約2倍、個人ボランティア数は約1.5倍に増えた。NPO法人の認証団体の数は1999年から2005年までに21倍になっている。

社会に貢献することを通じて、人と人とのつながりを深め、自己を実現したい、また、そのことで心の充実感や満足感を得たいと考える人が増えているのであろう。

「ふるさと納税」は人々のつながりを形にする税制でもある。今後、このような意味を
できるだけ多くの納税者に知ってもらい、活用してもらおうことが大切になる。

Ⅱ ● ライフサイクル・バランス税制

① 地方と都市の税収帰属

ライフサイクル・バランスは、「ふるさと納税」が構想された際、基本になった考えである(詳しくは、拙稿「『故郷寄付金控除』導入を」日本経済新聞2006年10月20日を見てほしい)。

人は生まれてから概ね高校を卒業するまでは、保育や教育などの行政サービスを出身地で受ける。その後大学などに通学し一人前になり、職を得て税を納める立場になる。

人が生涯にわたり、生まれ故郷を動かないのであれば、生まれ育った自治体の中で受益と負担のバランスが取れる。つまり、子どもの頃に受けたサービスを大人になってから納税により返すことができる。

現在では、多くの若者は学校の卒業をきっかけに地方から都市へ出る。地方の自治体は自らの税金で子どもたちを育て都会へ送り出している。一方、大都市は彼らの保育や教育

は地方に委ねている結果となり、税だけを受け取ることとなる。財政調整制度による是正も加わってはいるが、基本的には地方と都会で税の収支バランスが崩れているのである。

このアンバランスがどのくらいの額になるのか。人口82万人の福井県を例に試算してみよう。福井県では毎年約3,000人の若者が進学や就職等により県外に出て行く。そのうち本県に戻るのは1,000人。毎年2,000人が減っている計算である。本県で成長する若者が出生から高校卒業までの18年間に受ける行政サービスの総額は、一人当たり約1,800万円に達する。単純に計算しても、数百億円規模の公的な支出が大都市へと流出しているのと同じことになる。

「ふるさと納税」は、寄付という制度を使って、税を「ふるさと」へ移転させることにより、このような税収の不均衡を少しでも解決しようとする仕組みである。なお、この制度だけで不均衡を改善することは困難であることに留意する必要がある。

② 生涯租税という考え方

「ふるさと納税」は住所地以外の自治体に対し寄付の形で税の一部を納める（分割する）ものであるが、住民税の基本である応益原則との関係はどう考えればよいのだろうか。住民税は、住民が自治体から受けるさまざまな行政サービスの対価であるとされる。こ

れが応益原則と言われるものである。住民税は、応益原則に基づいてサービスを受ける住所の自治体に納めることになっている。これが住所地主義である。

これに対して、「ふるさと納税」は、住民税に人のライフサイクルに基づく「生涯租税」という考え方を取り入れるべきという提案である。「ふるさと納税」は、ライフサイクルという長期的な考え方に基づく応益原則とは両立する。

地方圏で生まれ教育を受けた人材が、進学・就職を契機に大都市へ移り住み、活躍する。わが国の経済社会は、このようなシステムによって、これまで支えられてきた面がある。「生涯租税」の観点は、我々にこのことを気づかせ、都市と地方のつながりを明らかにする。

このような視点を欠けば、最終的には地方は疲弊し都市に人材を供給することができなくなる。それは、国全体の活力を失わせることにもなることを理解すべきである。

Ⅲ ● 民主主義の活性化

① タックスペイヤー意識

税は民主主義を支えるものだ。自ら納めている税に関心を持ち、支払った税の使い道をしっかりと監視しなければならない。選挙の度ごとに、メディアや政府の広報などを通して、これまでも絶えず租税教育の面で指摘されてきた。

一般に欧米諸国の納税者は、支払う税額を自ら計算して申告を行う。そのことを通して、タックスペイヤー（税支払者）としての自覚が生まれ、受益と負担の比較を通して政策への関心や参加が生まれると言われる。

一方、わが国のサラリーマンは、源泉徴収で給与から税金が自動的に引き落とされ、年末調整も会社内で処理が行われる。そのため、税の使い道に関心が薄いとされる。確かに、源泉徴収、年末調整というシステムでは、税を考える機会が限られる。

国税（所得税）には年に1回の確定申告があり、所得税からの住宅ローン控除や医療費の控除など、税務署などに足を運び、税について考える機会がある。

一方、住民税は、独立して申告がなされないもので、納税者自身どのような手続で課税され、実際にいくら納税しているかについても分かりにくい。気をつけていなければ、知らないうちに課税され、知らないうちに納税しているという感覚になってしまう。

残念ながらこれまで、住民税は国税以上に馴染みがなく、地方税の議論としても抽象的になりがちな税であった。

「ふるさと納税」は、寄付先の自治体を選び寄付を行うことにより、自治体の政策を知り、税の使い道や税額について自然に知るようになる。今回の制度では自治体への寄付の後で確定申告を行うことになる（この手続の簡素化は別の議論として必要である。）。

「ふるさと納税」により、住民の間にタックスペイヤーとしての意識が広がっていくことが期待できる。

② 税による投票

民主主義と税の関係では、「代表なくして課税なし」という有名な言葉が思い起こされる。この点から見ると「ふるさと納税」はいわば選挙権のない自治体への一部納税となる。「代表なくして課税なし」というのは、行政が一方的に行う課税に対して、国民代表

(議会)の同意とチェックを求める考え方である。「ふるさと納税」は納税者の自発的意
思に基づく寄付であり、このような課税理論とは異なる考え方である。

「ふるさと納税」により、納税する自治体を直接自分で選べる。いわば「税による投票」が可能であり「納税者主権」を新たに制度化する税制改正である。

行政の側では、寄付の受け皿となる施策の本身を寄付者に具体的に提示する。当然、その結果についても公表し責任を果たす。仮にそれが満足のいかない結果であれば、おそらく次の年にはその自治体には、寄付を行わなくなるということになる。

「税による投票」は、代表によるチェックよりもより直接的で効果のある行政チェックの仕組みともいえる。

IV ●自治体の政策競争

① 自治体の政策競争

最後に、「ふるさと納税」制度が自治体間に与える影響を考えてみよう。

各自治体の側からすると、税による投票の仕組みを持つ「ふるさと納税」により、自治体は日々住民の選択の目にさらされることになる。そのことを通して、自治体の間に競争が導入される。

「ふるさと納税」がもたらす競争は、二つの大きな特徴を持っている。

まず、「ふるさと納税」を通して競争に共通の土台、土俵ができる。

これまでも自治体は競争してこなかったわけではない。企業立地の優位性や住みやすい環境、交通の利便性などをPRしてきたし、観光キャンペーンや地域の特産物の販路開拓なども力を注いできた。しかし、これらは自治体の立地条件や自慢の品を売り込む種類のものではなかった。

しかし自治体には、政策そのものを理解してもらい、政策そのもので競争するという発想は育ってこなかったように思う。

たとえば前々回の統一地方選挙から始められた「マニフェスト」は、自治体の中に暮らす住民に向けて政策を語り選択を求めたものであった。選挙が行われる各々の自治体において、政策による競争という変化をもたらした。「ふるさと納税」はこのような変化を、個々の自治体を超えて全国に広げて普及することを意味する。マニフェスト政治がめざすベクトルをさらに発展させるものである。

「ふるさと納税」は、地方の自治体の間だけに競争をもたらすものではない。「ふるさと納税」の導入により、納税者の住んでいる自治体においても、これまでどおり納税していただけるための努力が必要となる。都市の自治体も、現状に甘えていると住民は他の自治体に税の一部を納め始めてしまうかも知れない。なにしろ、団塊の世代が退職を迎える今日、研究会の報告書が書くように、「寄付をすることを契機として『ふるさと』をつくりたい、という未来志向」の人がたくさん現れてくる可能性も多いからだ。

② 情報提供からDR

近年、株主や投資家に対し、企業が必要な情報を分かりやすく速やかに、また継続的に提供するIR（インベスター・リレーションズ）活動がますます重要になってきている。

単なる情報の提供ではなく、企業が何をめざし、どのような経営戦略を進めていくのか、投資家の質問に応じた説明や意見に対する回答が求められている。その熱意が即座に企業価値に反映する。投資家との双方向のコミュニケーションは非常に大切にされる。危機管理とともに企業の最大の仕事の一つであるといってもよいであろう。

「ふるさと納税」を進める自治体は、政策そのものの競争をする。自治体はこれまでの一方方向の情報提供を超えて、IR、より適切には寄付者とのDR（ドネイター・リレーションズ）の段階に進むことになる。そこでは、自治体の政策立案能力と説明能力が住民に評価を受ける。

「ふるさと納税」に対しては、特に都市圏の自治体から税収が減少するのではないかと懸念から、反対する声があった。しかし、ふるさと納税は「地方の得、都市圏の損」という単純なゼロサム構図で理解すべきではない。

「ふるさと納税」は、「都市と地方」という構図ではなく、「自治体と自治体」、あるいはむしろ、政策の質の向上という比較の視点で考えるべきである。

そうすれば、それは地方分権を推進する素晴らしい仕組みであることが理解されるはずだ。

V ●ふるさと納税の「これから」

① まず馴染んでもらう必要がある

本来ならば「おわりに」を述べるところであるが、「ふるさと納税」はスタート

してまだ3か月が経過したに過ぎない。これからどのように普及していくべきかの「これから」を付言することとしよう。

まず、国民が新しい制度を知り、理解が進むことが最も大切だろう。難しい説明よりも、まず実際に仕組みに馴染んでもらうことが一番である。

福井県もそうだが、各自治体はふるさと納税を行うための申込書を作っている（文末に掲載の福井県の申込書を参照）。まず、この申込書に名前を書いていただくことだ。

税に携わる職員は、故郷を離れ都会に住む兄弟や同級生に対して、また親戚が帰省した折に、申込書に記入してもらおうことだ。その対話の中で、「ふるさと納税」について趣旨や手続を説明し、何に役立つ制度かなどと尋ねられるであろう。それに応えることが「ふるさと納税」を広げることにつながる。

② 徐々に拡大と進化を期待する

最近、一部の自治体で高額な郷土の特産品を提供することなどで寄付を獲得しようという動きがあるようだ。一部メディアには、こうした自治体の動きを面白く報道する向きも見られる。

「ふるさと納税」がめざすのは、プレゼント競争による「税の争奪戦」ではないが、制度が始まったばかりであり、まずは世の中で話題にされ、取り上げられるのは一つの成長過程であると思う。

自治体においてさまざまな競争を通して制度が成熟し、考えが自然に共有され、徐々に「ふるさと納税」の理念に近づいていくのが理想である。

「ふるさと納税」の発展には、自治体がそれぞれの優れた政策を学び合い、日本全体で地方自治、地方政治の質を向上させることも欠かせない。

そこで福井県は、制度の提案県として、今月（8月）から全国の自治体のふるさと納税に関する情報を集めて提供する「ふるさと納税情報センター」を設置することとしている。

「ふるさと納税」は、日本全体で1、000億円オーダーの潜在的な可能性があるのだから、年を追うごとに納税者に信頼されるシステムとなるよう、皆さんとともに工夫し、力を合わせていきたい。

